



中途退職者の方

中途退職者向け手続きガイド 退職時の公的な手続き - 雇用保険（基本手当） -

退職時の公的な手続きについては、「すぐに転職する場合」、「転職先が決まっているけど、入社まで期間が空く場合」、「転職先が決まっていない場合」の各種パターンによって大きく異なりますので、ご自身がどれに当てはまるのかをご確認いただき、該当する内容に沿って準備することをおすすめします。

雇用保険（基本手当）



健康保険



国民年金・厚生年金



住民税



所得税



雇用保険（基本手当）の手続き

雇用保険は、国の保険制度の1つです。雇用保険の基本手当は、失業した人が安定した生活を送りつつ、1日でも早く再就職するための支援として給付され、新しい職に就くまでの経済的支えになる制度になります。

すぐに次の会社（転職）が決まっている場合

雇用保険は、失業者が再就職するまでの期間を支援する制度であるため、転職先が決まっている場合には受給資格はありません
手続きは不要です。

転職先が決まっていない場合

「雇用保険被保険者証」が手元にあるか退職前に確認します。（手元になければ、勤務していた会社の総務や人事関係の担当者へ問い合わせし、入手します。）

退職後、会社から「離職票」が届きますので、受け取ったらすみやかにご自身の住所地を管轄するハローワークへ行って求職の申し込みをした上で、雇用保険の基本手当の受給手続きを行います。

ハローワークに行き、基本手当の受給手続きを行きましょう！

退職前

1. 「雇用保険被保険者証」が手元にあるかどうか確認
2. 手元がない場合は、勤務していた会社に問い合わせを行う

退職

「おおむね10日以内」に会社から離職票1・2が送られてきます。

1. 離職票1 離職者の氏名、生年月日、事業所名、離職年月日などが記載されています。
2. 離職票2 在職中の給与額や離職理由などが記載されています。

※ 10日経っても送られてこない場合は、会社に連絡します。発行が難しい場合は、ハローワークへ発行を申し出ます。

申請する方は住所地にあるハローワークにて求職の申し込み手続きをします
【申請の際に持っていくもの】

1. 雇用保険被保険者証

2. 離職票1・2

3. 個人番号確認書類

(個人番号カード、個人番号通知カード)

4. 住所を確認できるもの

(住民票や運転免許証)

5. 印鑑および金融機関の振込口座の証明印

6. 顔写真

(タテ3cm × ヨコ2.5cm)

7. 振込口座の証明印がない場合は、
本人名義の預貯金通帳